

よくあるご質問 Q&A

Q1 火災保険はいつから加入する必要があるの？

A1 お引渡し完了した時点から、ご自宅の所有者は売主からお客さまになります。そのため、お引渡し日から火災保険にご加入いただくことをおすすめいたします。

Q2 長期で加入すると保険料は安くなるの？

A2 グッドパッケージの長期一括払の場合、保険期間に応じて所定の係数を乗じますので、1年契約を継続した場合の保険料と比較して、割安な保険料でご加入いただけます。

Q3 どのくらいの人が地震保険に加入しているの？

A3 約88%の方が地震保険に加入しています。(2023年4月から2024年3月末の期間にSBIアルヒ株式会社でご加入いただいた方の割合です。)

Q4 どのくらいの人が家財の補償に加入しているの？

A4 約78%の方が家財の補償に加入しています。(2023年4月から2024年3月末の期間にSBIアルヒ株式会社でご加入いただいた割合です。)

Q5 地震保険は、1年を選んだ場合、毎年自動継続されると聞いたけど、保険料はずっと変わらないの？

A5 地震保険の改定により自動継続時に保険料が変更となることがあります。

Q6 庭(敷地内)にある車庫や物置も補償されるの？

A6 門、塀、垣、物置、車庫等は建物の保険金としてお支払いします。(ご契約時に「含む」または「含めない」をお選びいただけます。)また、保険証券記載の建物と同一敷地内の屋外設備・装置、庭木についても保険の対象に含まれます(支払限度額50万円)。なお、水災による損害は建物の損害状況の認定によります。また、庭木は建物の損害保険金が支払われる場合で事故の翌日から7日以内に枯死した場合に保険金を支払います。特約をセットすることにより保険の対象から除外したり、支払限度額を100万円とすることも可能です。

事故のご連絡・ご相談(事故以外のお問い合わせは下記へご連絡ください。)

0120-01-9016(通話料無料)

受付時間：24時間365日

- 「グッドパッケージ補償プラン」はホームプロテクト総合保険のペットネームです。
- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

東京企業営業部
105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル 6F
0120-112-660

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは



SBIアルヒ株式会社
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-4-3プライムオフィス平河町(受付1階)
Tel 0570-035-090

s03101-23

【ARUHI24-M-0828-5】

1A3-428 (B-240299) 24-09 30K (DG)



AIG損保

ARUHI

ARUHIご利用者専用

火災保険のご案内

Good Package

グッドパッケージ補償プラン

ローン利用者集団扱特約付・ホームプロテクト総合保険

セットで24%OFF

ARUHIのご利用で

20%OFF

さらに Web申込なら

5%OFF

+ 住まいに応じた各種割引もご利用いただけます。

ARUHIは、大切な「暮らし」のお役に立ちたいと願っています。



2024.8版

2024年10月1日以降保険始期契約用

ARUHIご利用者向け3つの特長

1 お客さまのお住まいに応じた各種の割引をご用意!

割引①

ARUHIご利用者のための割引

ローン利用者集団割引

※保険期間が2年以上のご契約に適用できます。

ARUHIをご利用のお客さまには、ローン利用者集団割引が適用されますので、個々にご加入されるよりも火災保険の保険料が割安になります。(ローン利用者集団扱特約)
※ローン残債がある場合、他社からの切替や中途更改でも適用できます。

ローン利用者
集団割引
20%OFF

割引②

Web申込割引

※保険期間が2年以上のご契約に適用できます。

パソコンやスマートフォンで“専用Webサイト”にてお手続きいただいた場合に、5%のWeb申込割引が適用されます。
※「お手続き」とは、お客さまご自身にて“専用Webサイト”で、契約締結時に必要な「ご契約内容確認」「意向確認」「お申込み」を行っていただくことをいいます。

〈Webシステムの主なご利用条件について〉
● ARUHIがWebシステムでのご契約手続きをご案内し、ご契約内容・重要事項説明書等のご説明および「Web契約予定内容確認書兼ログインID・仮パスワード通知書」をお渡ししたお客さまのみご利用いただけます。

〈メールアドレスのご登録について〉
● お手続きの際、お客さまご本人のメールアドレスをご登録いただけます。メールアドレスをお持ちでないお客さまはWebでお申込みいただけません。
● メールアドレスに特殊記号が含まれる等で送信エラーとなる場合は、お客さまご本人の別のメールアドレスをご登録ください。
※メールアドレスに「.」(ドット)、「-」(ハイフン)、「_」(アンダーバー)以外の特殊記号(「/」や「?」等)が含まれる場合や、「.」等ドットを連続使用している場合等は送信エラーとなります。

Web
申込割引
5%OFF

割引③

築浅割引

※保険の対象が建物である場合に適用します。

ARUHI住宅ローンをご利用され建築年数が10年未満の物件を購入する場合、保険料が割安になります。
※ご契約の保険期間の開始日時点で、保険の対象となる建物の建築年数が10年未満の場合に適用されます。適用される割引率は、保険期間の開始日時点での建築年数、保険期間および選択いただいた補償内容により異なります。

割引④

オール電化住宅割引

オール電化住宅は火災の発生リスクが低いため、保険料が割安になります。
※オール電化住宅(住宅内の空調・給湯・調理などすべての設備を電気でまかなう住宅)である場合、弊社所定の申告書をご提出いただくことで適用できます。

割引⑤

耐火性能割引(T・H構造耐火性能割引)

所定の耐火基準に該当する場合に割引が適用されます。
※外壁の耐火時間が60分以上(T構造耐火性能割引)または45分以上(H構造耐火性能割引)に該当する建物で、建築確認申請書第四面等にて確認ができる場合、その写しをご提出いただくことで適用できます。

割引⑥

建物・家財セット割引

建物と家財を同一保険証券でご契約いただいた場合に家財の保険料に適用します。
※保険期間の途中でご契約内容が変更となった場合は、変更後の内容で適用可否を決定します。

2 住宅ローンのお借り換えと同時に火災保険の見直しも可能

- POINT 1** 住宅ローンのお借り換えとともに火災保険の見直しができます。
- POINT 2** 火災保険の各種割引が適用されます。



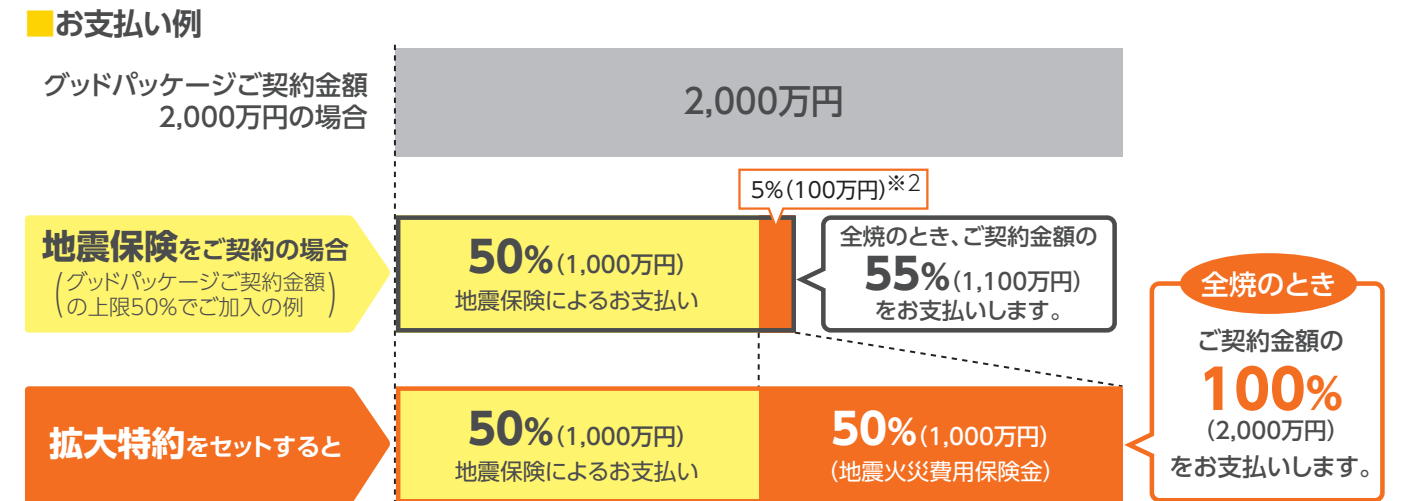
3 大規模な地震による火災の損害にも対応可能 オプション

グッドパッケージの「**拡大特約**」
(地震火災費用保険金 支払割合変更特約)

「拡大特約」と地震保険をセットすることで 地震による火災^{※1}の損害をご契約金額の**100%補償!**(全焼時)

※1.地震による倒壊等は補償の対象となりません。地震・噴火またはこれらによる津波による火災によって生じた損害のみが対象となります。

※この特約は、建物・家財同時加入かつ建物・家財両方の地震保険に加入されている方が対象です。



※割引③～割引⑤における各割引率は、地域・補償内容などにより異なります。 ※各種割引は、保険料の全体または一部に適用するものです。
※各割引率は、連乗で適用します。

※2.基本補償における地震火災費用保険金の割合(グッドパッケージご契約金額の5%) (注)この特約の保険料は地震保険料控除の対象外となります。

「一戸建て」には様々なリスクに応じた補償を 「マンション」にはまさかの災害に備えたシンプルな補償をご用意しました。

- ご契約プランは2タイプからお選びください。実際にあった支払事例は5ページをご参照ください。
- はお支払対象、×はお支払対象外となっておりますが、ご希望により補償内容を変更できます(注1)(注2)。その際は取扱代理店までお申し出ください。
- 保険の対象が「建物」のみの場合、「家財」は補償されません! 家財もあわせてご契約いただくことをおすすめします。

「建物の復旧に関する特約」が自動セットされます!

住宅修理サービス等の勧誘を行う業者が関与する不正な保険金請求を抑制し、業者とのトラブル防止を目的に「建物の復旧に関する特約」を自動セットします。この特約により、建物に生じた損害については、損害が生じた日の翌日から起算して3年以内に復旧した場合に限り、保険金をお支払いします。ただし、あらかじめ復旧することを確約(約束)いただき、弊社が認めた場合等については、復旧前に保険金をお支払いします。

損害保険金のお支払対象となる事故

	火災	落雷	破裂・爆発	風災・雹災・雪災	水災	建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	水濡れ	労働争議に伴う破壊行為等	盗難	不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)
		1		2	3		4		5	6
「建物」の補償										
「家財」の補償										
一戸建てプラン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マンションプラン	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

＋ 上記のほか、次の費用保険金などをお支払いします。(789は、ご希望によりそれぞれセットしないご契約を選択することもできます。)

費用の補償

7 事故時諸費用保険金

上記1～6の事故により損害保険金がお支払われ、臨時に費用が生じる場合にお支払いします。

●お支払いする保険金

支払割合	1事故1敷地内ごとの支払限度額
損害保険金の10%	100万円
損害保険金の30%	100万円または300万円

10 損害防止費用保険金

損害保険金がお支払われる場合で上記1の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用をお支払いします。

●お支払いする保険金 実際に支出した額

8 残存物取片づけ費用保険金

上記1～6の事故により損害保険金がお支払われ、残存物取片づけ費用が生じる場合にお支払いします。

●お支払いする保険金 実際に支出した額 [損害保険金の10%相当額限度]

9 地震火災費用保険金

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、所定の損害が発生した場合にお支払いします。

●お支払いする保険金 ご契約金額×5% [1事故1敷地内ごとに300万円限度]

11 修理付帯費用保険金 (併用住宅の場合に「修理付帯費用補償特約」が自動セット)

上記1の事故により生じた保険の対象となる建物の損害の復旧のため、支出した費用をお支払いします。

※専用住宅にはセットされません。

●お支払いする保険金 弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用 [1事故1敷地内ごとにご契約金額(保険金額)の30%または1,000万円のいずれか低い額限度]

マンションプランの特約

専用使用権付共用部分修理費用補償特約 (マンションプラン標準セット)

上記1～6の事故(通貨等の盗難は除きます。)で保険証券記載の建物の専用使用権付共用部分(バルコニーなど)について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき自己の費用で修理した場合に保険金をお支払いする特約です。

類焼損害補償特約 (マンションプラン標準セット、一戸建てプランではオプション)

保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって近隣の住宅や家財に類焼による損害が生じた場合に、類焼を受けた方へ保険金をお支払いする特約です。

地震保険 (原則自動セット)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償します。

詳しくは、P6へ

オプション補償

さまざまなオプション補償をご用意しました。お客さまのニーズにあわせて、ご選択ください。

詳しくは、P7へ

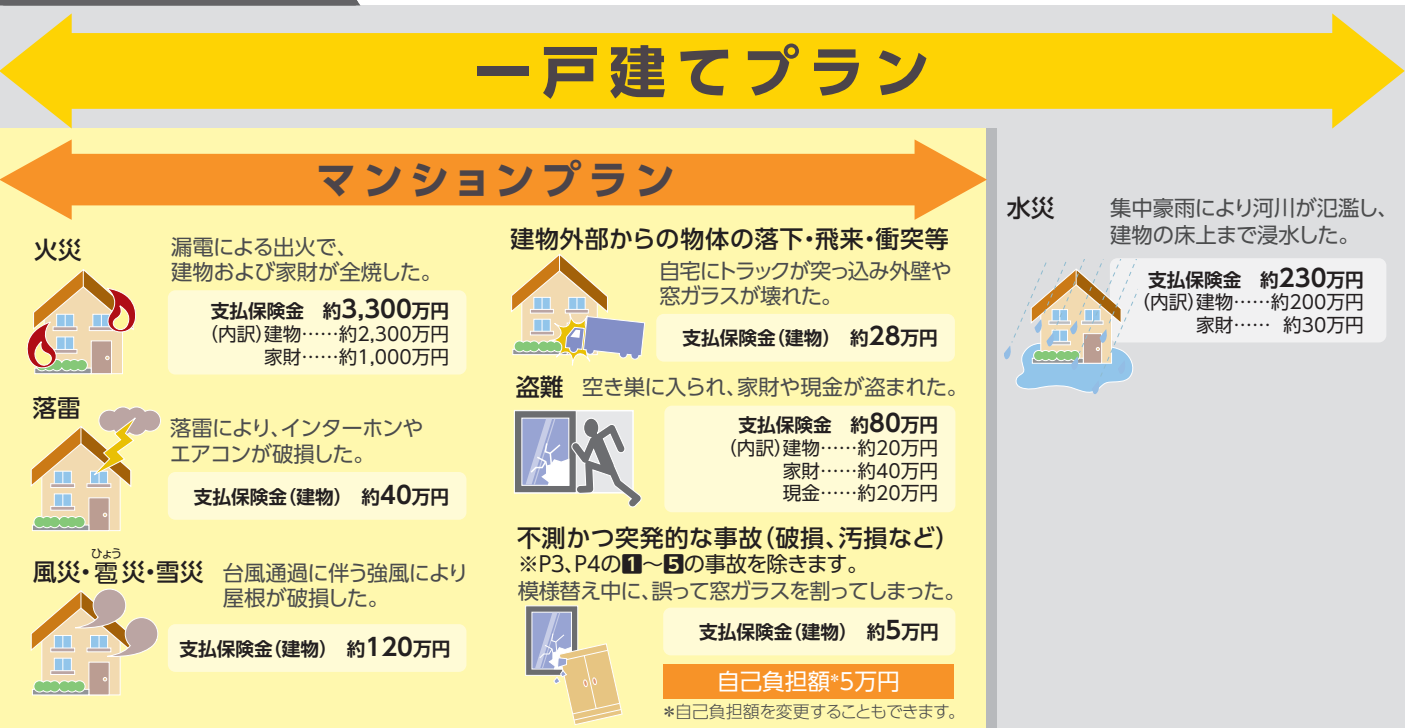
補償内容の詳細および保険金をお支払いできない主な場合についてはP9・10をご参照ください。

(注1) 補償対象とする事故の種類(1～6)および各種費用保険金(7～11)に関して保険期間の途中で追加、削除または変更することはできません。変更を希望される場合は、保険契約を解約後、改めてご契約いただく必要があります。なお、弊社の住宅ローンご完済後は「ローン利用者集団割引」が適用できかねますのでご了承ください。

(注2) 火災、落雷、破裂・爆発(1)、損害防止費用保険金(10)が標準セットとなります。一戸建てプランの場合は水災(3)も標準セットとなります。

支払事例・家財の補償

損害保険金支払事例



※建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。(注)実際の事故において保険金をお支払いできるかは、個々の事故の状況により判断します。

家財の価額は予想以上に高額です。

保険の対象が「建物」のみの場合、「家財」は補償されません!

家財の損害を補償するためには、以下の家財簡易評価表を参考に、建物とは別に保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

●家財の評価方法

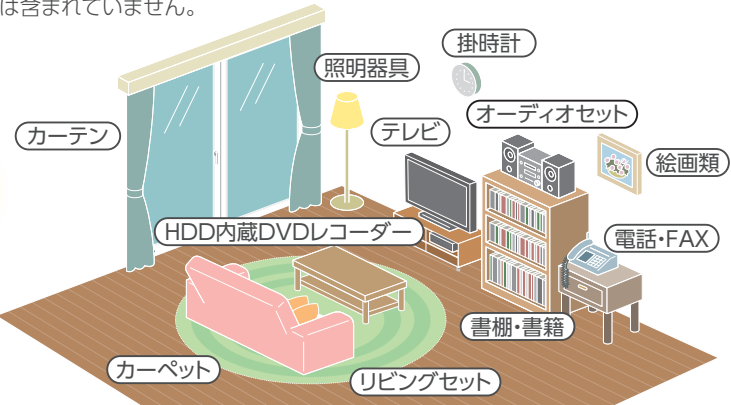
お客さまが所有されている家財を積算によりお見積りください。なお、世帯主の年齢、専有延床面積をもとに、下表を使って簡易的に再調達価額を算出することもできます。

参考:平均的な家財の再調達価額の例(単位:万円)

専有延床面積 世帯主年齢	50㎡以上 60㎡未満	60㎡以上 70㎡未満	70㎡以上 90㎡未満	90㎡以上 110㎡未満	110㎡以上 130㎡未満	130㎡以上 150㎡未満	150㎡以上 170㎡未満	単身世帯
29才以下	570	640	650	670	680	690	700	300
30才～34才	750	850	860	880	890	900	910	
35才～39才	1,040	1,160	1,170	1,190	1,200	1,210	1,220	
40才～44才	1,250	1,400	1,410	1,430	1,440	1,450	1,460	
45才～49才	1,420	1,580	1,590	1,610	1,620	1,630	1,640	
50才以上	1,500	1,670	1,680	1,700	1,710	1,720	1,730	

上表には、美術品等で1個または1組の価額が30万円を超えるものは含まれていません。

リビングルームを見渡すだけでも、家財はこんなにあります。



地震保険

※原則自動セット

「グッドパッケージ」では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害は補償されません。地震保険もあわせてご契約いただくことをおすすめします。

●保険金をお支払いする場合

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって保険の対象である建物または家財に生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当した場合に、保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%または5%)をお支払いします。



●お支払いする保険金

損害の 程度 (注1)	保険金をお支払いする場合			お支払いする保険金の額
	建 物		家 財	
	主要構造部 (軸組、基礎、柱、壁、屋根等)の損害額が	焼失または流失した床面積が	家財の損害額が	
全損	建物の時価の 50%以上	または 建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上	地震保険のご契約金額の100% (時価が限度)
大半損	建物の時価の 40%以上50%未満	または 建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の時価の 60%以上80%未満	地震保険のご契約金額の60% (時価の60%が限度)
小半損	建物の時価の 20%以上40%未満	または 建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の時価の 30%以上60%未満	地震保険のご契約金額の30% (時価の30%が限度)
一部損 (注2)	床上浸水		家財の時価の 10%以上30%未満	地震保険のご契約金額の5% (時価の5%が限度)
	建物の時価の 3%以上20%未満	または 建物が床上浸水または地盤面より45cmを 超える浸水を受け損害が生じた場合で、全 損・大半損・小半損・一部損に至らないとき		

※1回の「地震等」(注3)による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、お支払いする保険金は、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2024年4月現在)
(ご参考)東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

(注1) 損害の程度の認定は、「地震保険損害認定基準」(注4)(注5)に従います。「地震保険損害認定基準」については「地震保険のご契約のしおり」をご参照ください。

(注2) 損害の程度が一部損に至らない場合や、門、塀、垣、エレベーターまたは給排水設備のみの損害など主要構造部に該当しない部分のみの損害の場合は、保険金をお支払いできません。

(注3) 72時間以内に生じた2回以上の「地震等」は、これらを一括して1回の「地震等」とみなします。

(注4) 国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

(注5) 地震発生時点の基準が適用されます。

●地震保険の割引制度

地震保険には、住宅の免震・耐震性能等に応じた保険料の割引制度があります(地震保険の保険期間の開始日によって適用できる割引が異なります)。割引の適用を受けるには、所定の確認資料が必要です。なお、本割引は確認資料をご提出いただいた日以降の保険期間について適用されます。

割引の種類	割引率	割引の適用条件
1.免震建築物割引	50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合
2.耐震等級割引	等級に応じて 10%、30%または50%	住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に基づく耐震等級を有している場合
3.耐震診断割引	10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(1981年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合
4.建築年割引	10%	1981年6月1日以降に新築された建物である場合

※上記1～4の割引は重複して適用することはできません。

●地震保険料控除制度

ご契約者が個人の場合、払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。控除限度額は、所得税50,000円、住民税25,000円となります。

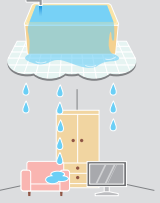
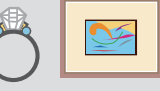
※上記は2024年4月現在の税法上の取扱概要を記載したものです。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者、被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害

など

オプション補償

特約名	特約の概要	お支払いする保険金
☒ 個人・受託品賠償責任補償特約 (国内補償) 示談交渉サービス付き 	個人賠償保険 被保険者が日本国内で日常生活や住宅(本人の居住の用に供される建物および保険証券記載の建物)の管理において、他人を死傷させたり、他人の物を壊したりした場合や線路への立入等により電車等を運行不能にさせてしまったときに法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償する特約です。 ※「賠償事故解決特約」が自動セットされます。 受託品賠償保険 被保険者が日本国内で受託した他人の物が日本国内で損壊、紛失、盗取されたことで、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する特約です。 ※「賠償事故解決特約」が自動セットされます。	被害者または受託物の所有者に対する損害賠償金、訴訟費用など [1事故につき個人賠償保険金1億円、受託品賠償保険金10万円を限度]
☒ 建物賠償責任補償特約 	施設の所有、使用、管理に起因する偶然な事故またはその建物を賃貸または管理する業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の物を壊したりした結果、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償する特約(注)です。 (注) 建物内にエレベーター・エスカレーターが設置されている場合、「エレベーター・エスカレーター賠償責任補償特約」が自動セットされます。	被害者に対する損害賠償金、訴訟費用など [1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度]
☒ 臨時賃借・宿泊費用補償特約 	保険証券記載の建物または収容される家財が損害を受けたことによって生じる臨時賃借・宿泊費用をお支払いする特約です。	臨時に賃貸住宅を賃借または宿泊施設を利用したことによって生じる費用 [1か月につき10万円限度かつ1事故につき6か月限度]
☒ 弁護士費用等補償特約 	被保険者が日本国内の事故により身体に障害を被ったり、保険証券記載の建物や家財に損害を被った場合、その被害について弁護士等に法律相談を行う費用や法律上の損害賠償請求を弁護士等に委任する費用をお支払いする特約です。	法律相談費用保険金 [1事故1名あたり10万円限度] 弁護士費用等保険金 [1事故1名あたり300万円限度] ※弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用など費用ごとに特約に定める金額を限度とします。
家財のご契約がある場合のオプション(特約)		
特約名	特約の概要	お支払いする保険金
☒ 持ち出し家財補償特約 	保険証券記載の建物から一時的に持ち出された家財に生じた損害または建物外で取得(注)し、持ち帰るまでの間の家財に生じた損害を補償する特約です。 (注) 日本国内での取得に限ります。	生活用の通貨、小切手、切手または印紙、乗車券等 [1事故につき5万円限度] 生活用の預貯金証書および上記以外の家財 [1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度] ※美術品等は、1個または1組ごとの損害の額が30万円超の場合は、それぞれ30万円とみなし時価額でお支払いします。
☒ 美術品等の明記に関する特約 	家財のご契約金額(保険金額)にかかわらず、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等および稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物を保険の対象として、個別にご契約金額を設定する特約です。	損害の額は時価額により定めます。 [損害保険金は保険証券記載の保険金額(支払限度額)を限度] ※明記物件のご契約金額が時価額の80%未満となる場合、お支払いする保険金が削減されますのでご注意ください。 ※盗難の場合は、1事故につき1個または1組ごとに100万円を限度

特約をセットする場合のご注意
被保険者またはそのご家族が、既に他の保険で同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償が重複することがあります。ご契約に際しては、特約の補償内容がご要望に沿った内容であることをご確認ください。

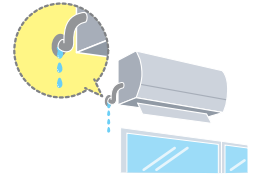
付帯サービス

各種サービスの専用ダイヤル(通話料無料)の番号およびご利用方法・注意事項は、「ご契約のしおり・保険の約款」をご覧ください。

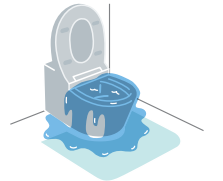
住まいのかけつけサービス

こんな時、24時間・365日受付し、専門業者を手配します。

エアコンの水漏れ



トイレの詰まり



カギの紛失



シャワーのお湯が出ない



- 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。
- 交換部品代・特殊作業、応急処置を超える作業は、お客さまの実費負担となります。
- サービスをご利用になれない地域(離島等)または時間帯があります。
- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

※「住まいのかけつけサービス」は、専用ダイヤル(通話料無料)にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。専用ダイヤル(通話料無料)を通さず、お客さまご自身で業者を手配した場合はサービスの対象になりません。

健康・医療に関する電話相談、情報提供サービス

次のようなご相談等にご利用ください。なお、ご相談の内容・情報によっては、ご利用になれない時間帯、地域があります。

● 健康・医療・介護・育児電話相談

健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師などの専門相談員がお応えします。

● メンタルヘルス電話相談

ストレスや不安をひきおこす原因・対処方法等について、臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が適切なアドバイスをします。

● 福祉・介護事業者案内

介護が必要になったお客さまに、ご希望に応じて訪問介護、訪問看護、訪問入浴、介護機器用品販売・レンタルなどを行う介護事業者をご案内します。

● ベビーシッター派遣業者案内

就労、旅行、介護、通院・入院などの事情で、乳幼児のお世話が必要となった場合、ベビーシッター派遣業者をご案内します。

● 病院・老人福祉施設案内

病院・介護施設(ショートステイ・デイサービスなど)・有料老人ホームなどに関する各種情報をご提供します。

● 人間ドック施設案内

人間ドック実施施設の情報を提供します。また、脳・心臓などの特殊ドックや婦人科系を受診できる施設についてもご案内します。

- 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。
- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

「弁護士費用等補償特約」をご契約のお客さまにご利用いただけるサービスです。

日弁連弁護士ご紹介サービス

「弁護士費用等補償特約」の対象となる事故が発生した場合に、日本弁護士連合会(日弁連)を通じて、各都道府県の弁護士をご紹介します。

サービスをご利用いただける方

- ① 保険証券の被保険者欄に記載された被保険者
- ② ①の同居の親族
- ③ ①の別居の未婚の子

- 地域によっては法律相談センターのご案内となります。(日本弁護士連合会提携サービス)
法律相談センターとは、全国の弁護士会が設置しているもので、都道府県によっては数カ所設置されているところもあります。相談日、時間、職員常駐の有無などが各相談センターによって異なりますのでご注意ください。
- このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

7

8

補償内容の詳細

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	
損害保険金	①火災 落雷 破裂・爆発 ②風災・雹災・雪災 ※吹込みによる損害は、建物外部がこれらの事故によって破損し、その部分からの吹込みによる損害に限りま。雪災の損害は、別々の事故によることが明確でない場合は、1回の事故とします。	1.保険の対象が建物の場合 建物の修理または再築に必要な金額[ご契約金額(保険金額)を限度] ※⑥不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)の自己負担額は5万円、10万円、1事故目5万円/2事故目以降10万円(保険金支払事故発生順) ※保険証券記載の建物と同一の敷地内に所在する庭木、外灯その他の屋外設備・装置の場合は、1事故1敷地内ごとに50万円限度	
	③水災 ▲一戸建てプランの補償項目です。 1.水災によって保険の対象である建物または家財が損害を受け、それぞれの再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 2.保険の対象である建物または家財を収容する建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物または家財にそれぞれの再調達価額の30%未満の損害が生じた場合	2.保険の対象が家財の場合 家財の修理または再取得に必要な金額[ご契約金額(保険金額)を限度] ※宅配物の場合で宅配事業者の補償制度等による補償があるときは、それらの額を控除します。 ※⑥不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)は1事故につき30万円限度、自己負担額は、5万円、1万円(建物10万円の場合)、1事故目5万円/2事故目以降10万円(保険金支払事故発生順) ※通貨等(生活用のものに限ります。)の盗難の支払限度額	
	④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 水濡れ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	通貨、小切手、切手または印紙	損害の額[1事故1敷地内ごとに合計20万円限度]
	⑤盗難	預貯金証書	損害の額[1事故1敷地内ごとに200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額を限度]
	⑥不測かつ突発的な事故(破損、汚損など) 不測かつ突発的な事故によって保険の対象である建物または家財について損害が発生した場合 ※上記①～⑤の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず含まれません。ただし、給排水設備自体に生じた損害は、含みます。	乗車券等	損害の額[1事故1敷地内ごとに20万円限度]
	【水災リスク】 ・水災による損害の増加と地域間の公平性の観点から、全国一律であった水災料率を市区町村別の水災等地(5区分)に細分化しました。 ・水災等地は市区町村別の相対的な水災リスクを表す意味合いのものであり、どの等地でも水災は発生する可能性があります。 ※国土交通省のハザードマップポータルサイト等では、河川の氾濫(外水氾濫)による洪水や土砂災害等の危険度を知ることができます。 ※水災等地は、河川の氾濫による外水氾濫だけでなく、集中豪雨などで下水道等の水があふれたことによる内水氾濫や集中豪雨などによる土砂災害なども含めた水災リスク全体で見えており、洪水ハザードマップなどの一般情報とは必ずしも一致しません。	※1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は、1事故につき300万円限度(盗難の場合は、1事故につき300万円かつ1個または1組ごとに100万円限度)	
費用の補償(費用保険金など)	⑦事故時諸費用保険金 ①～⑥の事故(通貨等の盗難を除きます。)により損害保険金が支払われ、臨時に費用が生じる場合 ※屋外設備・装置に生じた費用を除きます。	■風災・雹災・雪災による保険金の支払方法 自己負担なし型 損害の額を保険金としてお支払いします。 ご契約時に自己負担額(20万円)ありを選択いただくことも可能です。	
	⑧残存物取片づけ費用保険金 ①～⑥の事故(通貨等の盗難を除きます。)により損害保険金が支払われ、残存物取片づけ費用が生じる場合	■水災による保険金お支払方法(ご契約の型によりお支払方法が異なります。)	
	⑨地震火災費用保険金 地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因の火災で、次の損害が発生した場合 ・保険の対象が建物である場合には、その建物が半焼以上となったとき ・保険の対象が家財である場合には、その家財を収容する建物が半焼以上またはその家財が全焼となったとき ※屋外設備・装置に生じた費用を除きます。	損害の程度	I型-100%(損害額) II型-100%(一部定率)
	⑩損害防止費用保険金 ①の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合 ※屋外設備・装置に生じた費用、地震火災費用保険金の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。	① 再調達価額の30%以上の損害	損害の額×100% ご契約金額×15% (1敷地内ごとに300万円限度) ご契約金額×5% (1敷地内ごとに100万円限度)
	⑪修理付帯費用保険金 (併用住宅の場合に「修理付帯費用補償特約」が自動セット) ①の事故により生じた保険の対象となる建物の損害の復旧にあたり、弊社の承認を得て費用(注)を支出した場合 (注)居住部分の費用を除きます。	② ア.再調達価額の15%～30%未満の損害 イ.再調達価額の15%未満の損害	
		※お支払いする損害保険金の限度額は、重要事項説明書をご参照ください。 ※II型の場合で、②アとイの損害保険金の合計額は、1事故1敷地内ごとに300万円を限度とします。 ■④建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等、水濡れ、騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為の自己負担額は、なし、10万円、20万円	

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	
マンションプランの特約	専用使用権付共用部分修理費用補償特約 ①～⑥の事故(通貨等の盗難を除きます。)で保険証券記載の建物の専用使用権付共用部分(バルコニーなど)について損害が生じ、共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約に基づき自己の費用で修理した場合	バルコニーなどの修理のために、実際に支出した費用 [1事故1敷地内ごとに10万円限度]	
	類焼損害補償特約 保険証券記載の建物から発生した火災、破裂または爆発の事故によって近隣の住宅やそれらに収容された家財に類焼による損害が生じた場合	(類焼損害保険金) 類焼した建物や家財の損害の額 [保険期間を通じて1億円を限度(保険期間が1年超の場合は、各契約年度毎に1億円を限度)] ※損害の額から他の保険契約等の保険金および共済金の支払責任額の合計額を差し引いた額をお支払いします。 (損害防止費用保険金) 損害の発生または拡大の防止のために、必要または有益な消火活動の費用	

*ご希望によりセットしないことを選択された費用保険金については保険金をお支払いできません。

⚠️

保険金をお支払いできない主な場合

①～⑪共通

- ご契約者や被保険者等の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 保険の対象である家財または保険の対象である建物の鍵が保険証券記載の建物の屋外にある間にそれぞれに生じた盗難(敷地内に所在する宅配物に生じた事故、ドアロック交換費用補償特約、持ち出し家財補償特約を除きます。)
- 保険の対象の置き忘れや紛失による損害
- 保険の対象の欠陥による損害
- 保険の対象である建物の鍵の置き忘れ、紛失または盗難により生じたドアの錠の損害
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(日常の使用に伴う摩耗、消耗または劣化を含みます。)または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害
- ねずみ食い、虫食い等による損害
- 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損で、保険の対象ごとにそれが有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 屋根材(屋根を構成するスレート、瓦、銅板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。)または樋に生じたゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(板ガラスの熱割れを除きます。)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由によって生じた損害。ただし、①～⑤の事故(通貨などの盗難の場合を除きます。)によって生じた損害については適用しません。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害(地震火災費用保険金を除きます。)

など

⑥不測かつ突発的な事故(破損、汚損など)については、上記のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いできません。

- 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的な事故によって生じた損害
- 詐欺、横領によって生じた損害
- 土地の沈下、移動、隆起または振動等によって生じた損害
- 電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害

- 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- 凍結により保険の対象である建物の給排水設備に生じた損害。ただし、その給排水設備の損壊を伴う損害は除きます。
- コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器等に生じた損害
- 移動体通信端末機器および携帯式電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等)ならびにこれらの付属品について生じた損害
- ドローンその他の無人航空機、模型航空機(遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるもの)およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品について生じた損害

など

⚠️

保険期間5年でご契約いただく場合の取扱いについて
(継続契約の取扱いに関する特約)

保険期間5年でご契約いただいた新規契約の場合は、「継続契約の取扱いに関する特約」が自動的にセットされます。この特約がセットされた場合、満期日の属する月の前月10日までに「お客さまから継続されない旨のお申し出」または「弊社からお客さまへ継続しない旨の通知」がないかぎり、継続前契約と同等のご契約内容(注1)で自動継続(注2)されますので、継続手続きのお手間が軽減されます。

〈例〉保険期間5年でご契約された場合のイメージ

新規契約

自動継続

自動継続

保険期間5年

自動継続後の契約

自動継続後の契約

(注1) 保険期間中に普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率の改定があった場合は改定後のご契約内容となります。

(注2) 「ローン利用者集団扱特約」をセットしたご契約は、保険申込書に記載のローン期間(お客さまが利用する住宅ローンの借入期間)が5年を超える場合に「継続契約の取扱いに関する特約」が自動的にセットされ、ローン期間に合わせて自動的に継続されます。

9

10